

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年12月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備油ミスト配管サポート部において、劣化及び腐食が認められたため、当該サポート部を点検・修理。	GIII	
2	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器イオン供給配管排水配管において、弁及び配管内に詰まりが認められたため、当該弁及び配管の清掃を実施。	GIII	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)燃料配管継手部において、ボルト及びナットに腐食が認められたため、当該ボルト及びナットを交換。なお、軽油の漏えいなし。	GIII	